

今後予想される制度改正

金融調査部 制度調査担当部長
吉井 一洋

NISA の見直しに関して、制度の期間の延長（最終的には恒久化）、購入限度額の引上げ、ジュニア NISA の導入などが話題になっています。今回は、これらの項目の見直しの可能性と、いわゆるスイッチングや相続・贈与 NISA の導入など将来的に検討が期待される項目について、私見をベースに説明します。

1 制度の恒久化

2014 年 6 月に公表された『『日本再興戦略』改訂 2014 - 未来への挑戦 -』（以下「日本再興戦略 2014 版」）では、NISA について次のように述べています。

「豊富な個人金融資産が成長マネーに向かう循環を確立するため、- NISA の普及促進に向け、制度の趣旨や利用者のニーズを踏まえた施策の推進や金融経済教育の充実等により投資家の裾野拡大を図る。」

何らかの施策が必要な旨は述べられていますが、具体的にどのような施策を講じるのかは明記されていません。即ち、日本再興戦略 2014 版が公表された 2014 年 6 月末の時点では、見直しの方向性は固まっていないものと思われます。

平成 26（2014）年度の証券業界の税制改正要望で挙げられた NISA の見直し項目のうち、まだ実現していない項目としては、次のものが挙げられます。

- ① 5 年間の非課税期間及び 10 年間の口座開設期間の恒久化を図ること
- ② 個人番号（マイナンバー）を用いて重複口座の確認を行う。これにより、住民票の写し等の提出を不要とし、非課税適用確認書の申請事項の提供を簡素化すること

さらに、日本証券業協会が 2014 年 7 月 1 日に発表した「当面の主要課題」でも、「NISA の普及、拡充・恒久化」に向けて各方面に働きかける旨が述べられています¹。「当面の主要課題」では、後述する「ジュニア NISA の創設」や「ワークプレイス NISA」の導入・促進なども挙げられています。

1) また、大和総研、日本経済研究センター、みずほ総合研究所が、2014 年 5 月に公表した共同提言「東京金融シティ構想の実現に向けて - 金融資本市場の活性化を成長戦略の柱に -」（以下「東京金融シティ構想共同提言」といいます）でも、NISA について、「国民の長期的な資産形成支援策として明確に位置づけた上で、制度の恒久化や使い勝手の向上を図る」ことを求めています。

もっとも、①の恒久化が来年度、即ち平成 27 (2015) 年度税制改正で直ちに実現することは難しいと思われます。第 5 回「[なぜこのような制度になったのか?](#)」でも述べたように、例えば、2020 年に残高 25 兆円という政府の目標が達成されるなど、制度が十分に普及し活用されれば、口座開設期間が恒久化される可能性も高まると考えられます。非課税運用期間についても、株式や株式投資信託での運用により十分な成果を得るには、短すぎる感があります。英国の ISA ではこのような上限は設定されておらず、制度の恒久化にあわせて運用期間の上限撤廃も検討されることが期待されます²。

上記の②「個人番号 (マイナンバー) を用いて重複口座の確認を行う。これにより、住民票の写し等の提出を不要とし、非課税適用確認書の申請事項の提供を簡素化すること」については、第 5 回「[なぜこのような制度になったのか?](#)」でも述べたように、番号制度導入時点での実現が期待されているところです。また、番号制度導入後は、同一年に各口座の購入限度額を設定することにより複数口座を認め、番号で名寄せして年間購入限度額を管理することも考えられます。

2 年間購入限度額の引上げは?

2014 年 6 月 29 日に、甘利内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当) が、NISA の年間購入限度額を 200 万円程度に引き上げる提案をした旨、7 月 2 日に麻生副総理が、年間購入限度額の拡大に前向きな姿勢を示し、240 万円への引上げの可能性を示唆した旨、さらには 7 月 12 日に菅官房長官が日本外国特派員協会の講演で年 200 万円に増やす方向で検討する意向を示した旨が、新聞報道で報じられました。このうち麻生副総理は、第 3 回「[なぜ、どのような経緯で NISA が導入されたか?](#)」で述べたように、かつて NISA の検討のきっかけとなった証券マル優制度を提案しており、NISA の生みの親とも言うことができます。金融担当大臣と財務大臣を兼任していることから、240 万円への限度額引上げの実現可能性が高まったようにとらえる向きもあるようです。しかし、2014 年 7 月 1 日の記者会見録を見る限り、発言の趣旨は、積み立てる立場からすれば、限度額は毎月きりの良い金額で積み立てられるような金額 (「毎月 10 万円にして 120 万円でスタート」と発言) にするのがよいということにあり、すぐにでも 240 万円まで引き上げるといった意図ではないようにも思われます³。もっとも、これだけ閣僚が相次いで NISA の限度額の大幅な引き上げに言及していることを考えれば、実現する可能性は否定できません。

2) 同制度を公的年金や企業年金を補完する老後の資産形成の自助努力への税制上の支援措置と位置付け、年間 120 万円の拠出限度額内で個人が積立て、一定年齢 (例えば 60 歳) 以降に引き出す場合には運用益も含めて非課税とする制度へと発展・進化させることを提案する意見もあります。(「NISA から IRA へ」(森信茂樹 月刊資本市場 2014.4))

3) 「今、100 万円を 200 万円にということをおっしゃるけれども、あれは、何となくみんな自分でやったことがない人が多いからよく分かっていないのだろうけれども、払っておられる方々は、だいたい毎月 10 万円ずつというふうな積立預金みたいな感覚で、まずはそういうものだと、NISA に移っておられる方が多いので、だったら毎月 10 万円にして年間 120 万円スタート、次にやるなら毎月 20 万円ですと年間 240 万円とか、そういうような感じにしないと、100 万円にすると 12 ヶ月で割って月 8 万何千円というふうな話になりますと、結果的に割り算が面倒くさいから…」(金融庁 麻生副総理兼財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要 平成 26 年 7 月 1 日 (火) 10 時 48 分～11 時 03 分)

年間 240 万円 (又は 200 万円) への引上げは、投資家からすれば歓迎でしょうし、筆者もそれが実現するなら反対はしません。ただし、注意すべき点があります。

一つは、政府の税制調査会で、法人税減税の代替財源として、株式の配当や譲渡益の課税強化が挙げられている点です。NISA の年間購入限度額が大幅に引き上げられた場合、一般の個人はほとんど非課税で投資でき、課税されるのは富裕な投資家層に限られるので税率は引き上げていいであろう、という意見が強くなり、株式の配当や譲渡益の課税強化が行われる可能性が高まらないかが懸念されます。

もう一つは、制度の恒久化の可能性が遠のかないかという懸念です。NISA の創設の趣旨は、これまでも述べてきたように、投資経験の乏しい若年層の金融資産形成及び投資の促進と、それにより家計から企業にリスクマネーを供給し、企業の成長をサポートすることにあると思われま

す。6 月に金融庁から発表された「NISA 口座の利用状況等について」によれば、2014 年 3 月 31 日時点の NISA の総口座数が約 650 万口座、買付総額が約 1 兆円と順調に口座数・投資金額を伸ばしています。その中の FP・証券営業員等に対するアンケート調査によれば、年齢層別では 60 代以上の高齢者層、投資経験では投資経験の方が、積極的に NISA を利用しているとの回答が、それぞれ 71.5%、61.6%を占めています。年齢層別で 20 代～30 代の方が積極的との回答は 1.1%、40 代～50 代の方が積極的との回答は 12.7%、投資経験では投資経験の浅いお客様の方が積極的との回答は 12.8%、投資経験による違いは感じないとの回答が 20.8%であり、若年層を中心とした投資未経験者・初心者の NISA 口座利用はあまり進んでいないことがうかがわれます。NISA における顧客ニーズの高い商品としては、依然、58.3%が毎月分配型投資信託と回答しています。若年層を中心とした投資未経験者・初心者の NISA 口座利用を妨げている要因として、65.1%が「資産運用をする資金的な余裕がない」ことを挙げています⁴。

したがって、これらの回答を見る限り、現段階で購入限度額を年間 240 万円まで引き上げたとしても、1 年間で当該限度額まで積み立てられるのは、資金的に余裕のある高齢者や投資経験者に留まる可能性が高いものと推察されます。退職した世代が退職金の一部で NISA を通じて毎月分配型投資信託を購入し、運用しながら毎月分配金を受け取るという方法は、その購入者自身が、分配金に元本払戻金が含まれる可能性がある旨と元本払戻金は NISA を通じなくても非課税である旨を承知した上で行うのであれば、不合理とは言えません。産業へのリスクマネーの供給という目的に対しては有効であると思われま

す。しかし、勤労世代が将来に向けて資産を形成するための手段という色彩は薄くなります。その結果、金持ち優遇との批判や制度の趣旨が変わったとの批判を受け、制度の恒久化が遠のく可能性があります。

4) 総務省「家計調査 (2012 年)」を基に計算すると、34 歳以下の単身世帯の男女平均の可処分所得 309.72 万円のうち消費に回すのは 189 万円で、120 万円の黒字となっています。あくまでデータ上ですが、黒字をすべて NISA の積立に回せば 120 万円程度の積立ができなくはないとも考えられます。

英国の ISA の年間拠出限度額は、2014 年 7 月から 15,000 ポンド (1 ポンド = 175 円とすると 262.5 万円) に引き上げられていますが、導入時 (1999 年) の年間拠出限度額は 7,000 ポンドであり、15 年かけて現在の水準まで引き上げられてきました。

NISA については、年間購入限度額をいきなり倍以上に引き上げるのではなく、例えば、月割りで投資しやすい 120 万円程度に引き上げ、同時に、将来の制度の恒久化に向けて、現在 5 年となっている非課税運用期間を延長することも考えられます。非課税運用期間を拠出可能期間と同じ 10 年とすれば、5 年でロールオーバーすることなく、10 年間 120 万円ずつ拠出することができるようになります。この場合、トータルの投資金額は、240 万円です。

3 投資可能年齢の引下げ・ジュニア NISA の導入

新聞等では、NISA に投資可能な年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げる、子供向けのジュニア NISA を導入するなどの案の検討が報じられています。

このうち、投資可能な年齢の引き下げについては、上述の麻生副総理の記者会見 (2014 年 7 月 1 日) では、18 歳からでもおかしくはないが、今考えているわけではなく、成人の年齢に関する他の規定が 18 歳に切り替わっていくかどうかを見た上で判断しなければならないといった趣旨の発言がなされています。

ジュニア NISA は、1 で述べたように、日本証券業協会が実現に向けて各方面に働きかける「当面の主要課題」の一つとして挙げられています⁵⁾。

英国では、通常の ISA は 18 歳から開始できます。他方で、18 歳未満を対象としたジュニア ISA も 2011 年から導入されています。子供の将来のために貯蓄を奨励すること、子供に貯蓄の習慣をつけさせることを目的としています。口座の名義人は子ですが、開設者は親権者となります。子が 18 歳になるまでは原則引出不可です。子が 16 歳になった時には自分で運用することができ、18 歳になった際に通常の ISA 口座に移管されます。ジュニア ISA にも株式型と預金型があり、拠出限度額は、両方で 4,000 ポンド (通常の NISA は 15,000 ポンド) で、全部を預金型とすることができます。わが国でも子供の資産形成および投資教育に資する制度としてジュニア NISA の導入が期待されています。

4 ワークプレイス NISA

1 で述べた日本証券業協会の「当面の主要課題」では「ワークプレイス NISA」の導入・促進なども挙げられています。これは、企業が、例えば福利厚生の一環として、職場単位で各役職員の NISA 口座開設の申し込みを取りまとめ、証券会社・金融機関への NISA 口座開設の手続きを仲介するとともに、企業が年間購入限度額の範囲内で、給与天引きにより、各役職員の NISA 口座に毎月の積立額を振り

5) 東京金融シティ構想共同提言でも、ジュニア NISA の創設が提案されています。

込むといった形態の NISA です。「職域 NISA」とも呼ばれています。導入に際して税制改正等を行う必要は特になく、既に導入実績もあります。投資経験が無い個人に NISA 口座の開設を促す有効な方法として期待されています。

5 その他の将来的に検討が期待される項目

(1) 他の口座との損益通算と代替措置

前述した「NISA 口座の利用状況等について」(金融庁)では、顧客から FP や証券営業員等への質問が多い項目として、「非課税期間が 5 年間であること」(52.3%)に次いで「特定口座等と損益通算ができないこと」(42.5%)が挙げられています。NISA で損失が出た場合に、他の口座で得た上場株式等の利益から控除できないため、NISA ではリスクの高い投資を行いにくくなっています。しかし、譲渡益が非課税、即ち課税上ないものとみなす以上、譲渡損もないものとみなすことでバランスが取れており、この点を見直すのは相当ハードルが高いと思われます。ちなみに英国の ISA も ISA 以外の他の口座の損益との通算はできません。

譲渡損の通算を認める代わりに、例えば、非課税運用期間を恒久化すれば、投資対象に損失が出て、損失を解消するまで保有することは可能となります。ただし、このように利益が出るまで塩漬けにしておくのは投資方法としては必ずしも効率的ではありません。それよりも、損失が一定レベルに達した場合には売却をし、別の有望な投資対象に買い替えた方がよい場合もあるでしょう。しかし、現在の NISA では、最初の購入で非課税枠を消費するため、売却して再度購入しても、売却分の非課税枠は復活しません。したがってこのような投資手法を用いることは困難です。英国の ISA では、ISA 内で換金・再投資しても非課税枠を消費しない制度となっています。積極的にリスクをとって運用したい層からすれば、将来的には英国と同様の制度に改めることが望まれます。もっとも、わが国の NISA にこのような制約が設けられているのは、販売業者が販売手数料獲得のため、短期的な回転売買を推奨することを防止するためと考えられます。したがって、英国の ISA のように、売却・再投資をしても非課税枠を消費しない制度に改めるためには、NISA において、資産形成のための中長期的な投資を基本とする姿勢が定着する必要があります。

この点について、2014 年 3 月に改正された「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」では、販売業者に対して、営業員の評価が投資信託の販売手数料等に偏重することなく、預かり資産の増加等の顧客基盤拡大についても評価するよう求めており、証券会社の営業姿勢も変化してきている旨も報じられています。同年 7 月に金融庁が公表した「金融モニタリングレポート」では、銀行の投資信託販売姿勢について、販売手数料を重視した 2～3 年の短期間での乗換え売買(これにつながる投資信託商品の頻繁な組成と償還)が行われる傾向がみられましたが、NISA の導入などを契機に 3 メガバンクグループなどを中心に、「預かり資産残高・顧客基盤拡大」を重視する方向に転換している旨が述べられています。

(2) 自社株の受け入れ

NISA では、他の口座で既に保有する証券を NISA に移管することは認められていません。これは、新規の投資資金の流入を期待しているからです。英国では従業員持株会等で取得した自社株を ISA に移管することを認めています。わが国でも、例えば、従業員持株会において単元株となったものについて、NISA への移管を認めることが考えられます。従業員持株会から NISA への移管時に課税されたとしても、移管後は非課税で運用できるようにすることで、自社株取得を促進し株式市場に資金を呼び込むことも考えられます。ただし、これが可能となるのは自社株を NISA で受け入れることができる上場会社（およびそのグループ会社等）の役職員などに限定される⁶ため、制度の公平性という観点からは問題があるかもしれません。

(3) 相続・贈与 NISA

NISA の導入前や導入当初に、NISA に相続で取得した株式を入れられないのかという質問が、筆者あてにもよくありました。残念ながら、現在の NISA ではこれは認められていません。

しかし、これについては、認める意義があるように思われます。具体的な方法としては、相続を受けた上場株式等の NISA 口座への受け入れを認め、NISA 口座に受け入れた上場株式等の譲渡益に対しては、相続時までの値上がり分を含めて所得税等は非課税とすることが考えられます⁷。なお、相続税は通常通り課税されることを想定しています。

現行税制では相続で株式を取得した際に、被相続人（親等）の取得価額を引き継ぎます。相続で取得した株式を譲渡した際には、相続時に時価をベースとした相続税評価額で相続税が課される上に、譲渡時に時価と被相続人（親等）の取得価額の差額に所得課税が行われます。即ち、被相続人（親等）が保有していた期間に生じた値上がり益部分は相続税と所得税が二重で課税されます。上述した相続株式の NISA での受け入れを認めれば、譲渡益非課税とすることで、二重課税を解消することができます。

相続を受けた上場株式すべてを対象とすることが難しいのであれば、被相続人（親等）が NISA で購入していた上場株式等に限って相続人（子等）の NISA 口座で受け入れることを認める、あるいは被相続人（親等）の NISA 口座を相続人（子等）が引き継ぐことを認めるといった措置も考えられます。被相続人（親等）が NISA で保有していた上場株式等の相続時までの値上がり益については、現行制度においても、所得税等は非課税⁸なので、当該措置を講じても税収への影響は小さいと思われま

6) わが国の NISA は株式については上場株式のみを対象としています。英国では、自社株やストック・オプションに限り、未上場株式でも ISA に入れることができます。

7) 相続を受けた上場株式等を NISA に時価で受け入れ、その際には所得税は課税しない、又は NISA に被相続人の取得価額で受け入れることでこのような取扱いが可能と思われま

8) 相続税は通常通り課されることを想定しています。

親は株式投資をしているが、子は投資経験が無い場合、子は相続時において納税資金確保あるいは現預金で持っておきたいので相続した株式を売却し、それ以降は全く証券投資に関わらないという例がよくあるようです。相続 NISA を導入すれば、相続の際に、それまで証券投資に縁のなかった子が資産形成の一手法として証券投資を行うきっかけとなる可能性があります。贈与について同様の措置を設ければ、高齢者から勤労者層への資産移転を促進する効果も期待できます。

6 終わりに

これまで 10 回 (特別回を加えれば 11 回) にわたって掲載してきた「なるほど NISA」は、今回をもって、終了します。

NISA は生まれたばかりの制度であり、今後、本シリーズの説明よりももっと有効な活用方法が出てくる可能性はありますが、制度の趣旨や創設の経緯などを踏まえ、基本的な部分や重要と思われる部分は一通り解説をしたつもりです。本シリーズの解説が、NISA への理解の促進や NISA の有効活用に役立つことを願います。

今回 (第 10 回) は NISA の今後の見直しについてとりあげましたが、政府も現在の制度が完成形とは思っていないはずで、今回取りあげた項目の見直しが実現するかどうかは現時点ではわかりませんし、今回取り上げた項目以外の見直しが行われる可能性もあります。いずれにしろ、NISA がより利便性の高い恒久的な制度に進化し、個人が投資を行う際の基本的なツールとして定着することを期待します。

以上